

H 2 2 総合評価方式（工事）の運用手引きの主な改正点（お知らせ）

建設産業対策室
技術管理課
総務部営繕課

総合評価方式の取扱いについて、平成22年6月1日以降に入札公告する工事から次のとおり一部改正するので、お知らせします。

なお、詳細は運用の手引きや各工事ごとの入札公告・入札説明書でご確認ください。

1. 工事成績評定点による評価

- ① 企業に対する評価項目である工事成績評定点の平均点において、最高点の者は満点、最低点の者は1点（ただし、平均点が70点未満の者は0点）、実績のない者は0点とし、実績の有無及び成績点の良否により加算点に違いを設ける。なお、平均点が中間の者の配点方法は従前どおり相対方式とし、満点から1点の間で按分する。
- ② 企業に対する評価項目である工事成績評定点の平均点は、原則全工事を対象としていたが、「ほ装」「法面処理」については専門的施工能力を重視し、当該発注区分での実績工事のみの平均点とする。（なお、「橋梁上部工事」「建築関係工事」は従来から工事種別ごとの平均点を採用）
- ③ 前述以外の発注区分の工事については、建築関連工事（一般建築工事、管工事、内装工事）を除く全工事（ほ装、法面処理も含む）を対象とする。

企業の工事成績→運用手引き p.7,11

2. 特別簡易型総合評価方式は実績重視型を標準

- ① H21年6月補正等に伴う執行方針で特例として適用してきた、企業の施工能力、地域貢献等の実績を重視した評価方法を基本とする。
- ② 特別簡易型の加算点合計は10点から20点に拡大する。

特別簡易型→運用手引き p.2,5,11~13

3. 簡易型総合評価方式の加算点を変更

特別簡易型の加算点合計の拡大に伴って、整合を図るために加算点の下限を10点から20点に拡大し、加算点合計は20～30点とする。

簡易型→運用手引き p.2

4. 技術提案(施工上の留意点)の上限設定と採否の明確化

① 入札参加者の技術提案に係る事務やオーバースペック等の負担、発注者の審査に係る事務的負担などの軽減を図るため、入札参加者から求める提案数に上限を設定する。

提案数の上限は、標準型の場合は1課題当り5提案、簡易型の場合は1課題当り3提案を基本とする。

提案数の上限→運用手引き p.16

② 標準型(施工体制確認型を含む)の技術提案について

これまでは、入札前に「採用」及び「不採用」を参加予定者に対して通知していたが、評価の透明性を図るため、通知する内容を「評価する」、「評価しない」及び「不採用」の3段階に変更する。

〔簡易型の施工上の留意点については、落札者決定後に自社分については確認可能とする。〕

なお、「不採用」以外の履行義務のある提案内容については、標準・簡易型とも契約書で明確化し、施工中及び完了検査時に履行状況の確認を行うものとする。

提案の採否、提案の履行義務→運用手引き p.16

③標準型の加算点合計は、特別簡易型の加算点合計の拡大に伴って、整合を図るために加算点の下限を20点から30点に拡大し、加算点合計は30～40点とする。

標準型→運用手引き p.2

5. 施工体制確認型総合評価方式(試行)で発注する工事の拡大

H20年度に1件、H21年度に3件を試行しており、H22年度にはダンピング対策の強化として、10件程度(各事務所1件以上)を予定する。

施工体制確認型→運用手引き p.2,6,13